

埼玉県報

第 275 号 令和 4 年(2022 年) 1 月 7 日 金曜日

目次

告示

- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退(障害者福祉推進課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 朝霞都市計画に関する公聴会の中止(都市計画課)
- 上尾都市計画に関する公聴会の中止(都市計画課)
- ときがわ都市計画に関する公聴会の中止(都市計画課)
- 越谷都市計画に関する公聴会の開催(都市計画課)
- 建築士免許の取消し(建築安全課)
- O 建築士免許の取消し(建築安全課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

埼玉県告示第十号

法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課におで、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの い て縦覧に供する。

令和四年一月七日

埼玉県告示第十一号

より指定の辞退があったので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定に 三十九号)第一条の規定により告示する。

令和四年一月七日

令和三年十月一日	上尾市柏座一—十—十	院医療法人社団愛友会上尾中央総合病	視覚障害	真 理	清 水
令和三年九月三十日	八十 北足立郡伊奈町小室七百	埼玉県立がんセンター地方独立行政法人埼玉県立病院機構	呼吸器機能障害	太嗣	栗本
令和三年七月一日	十一	央病院	害ぼうこう又は直腸機能障	誠 一 郎	江藤
令和三年三月三十一日	所沢市並木三―二	防衛医科大学校病院	肢体不自由	敦	三宅
令和二年八月十日	入間市豊岡一―十三―三	社会医療法人東明会原田病院	臓機能障害、小腸機能障害、肝 をでいいのでは直腸機 をでき、がのでは直腸機 をでき、びかがのでき、肝 をでき、びかいのでは、 をでき、がのできる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	雅 義	原田
令和二年五月三十一日	七—一 富士見市鶴馬千九百六十	合病院 医療法人財団明理会イムス富士見総	害、小腸機能障害ぼうこう又は直腸機能障	信 之	坂 本
辞退年月日	医療機関の所在地	医療機関の名称	指定障害区分	の氏名	医師

奥野	枝 元	福 岡	加藤	小 室	髙山	森
曉 子	良広	正 裕	直樹	舜一	圭	秀暁
肝臓機能障害	肝臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	視覚障害	心臓機能障害
健生堂医院	院独立行政法人国立病院機構東埼玉病	成の森医療法人啓仁会介護老人保健施設平	医療法人埼玉成恵会病院	医療法人徳明会小室クリニック	防衛医科大学校病院	医療法人財団聖蹟会埼玉県央病院
秩父市東町二十八―五	蓮田市黒浜四千百四十七	十八—一 比企郡川島町畑中四百七	一 東松山市石橋千七百二十	飯能市八幡町二—三	所沢市並木三―二	桶川市坂田千七百二十六
令和三年十二月十六日	令和三年十二月十六日	令和三年十二月十三日	令和三年十二月十三日	令和三年十一月三十日	令和三年十月三十一日	令和三年十月十四日

	1
岡部	水 村
和彦	重美
肢体不自由	肢体不自由
医療法人岡部医院	水村医院
秩父市本町二—六	日高市原宿二百十六—一
令和三年十二月三十日	令和三年十二月二十日

埼玉県告示第十二号

たので、 法第十四条第三項の規定により公示する。 測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同

令和四年一月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

二作業種類

鶴ヶ島市

公共測量 (基準点測量、出来形確認測量)

三 作業地域

鶴ヶ島市一本松土地区画整理事業区域内

四 作業期間

令和四年一月十一日から令和四年十二月二十六日まで

埼玉県告示第十三号

第十四条第三項の規定により公示する。 \mathcal{O} で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である埼玉県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

令和四年一月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

二作業種類

埼玉県

公共測量(MMS測量)

三 作業地域

越谷市外(県管理道路)

四 作業期間

令和四年一月十八日から令和四年三月三十一日まで

埼玉県告示第十四号

おり公共測量を実施する旨の通知を受けたの 八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川 令和四年一月七日 で、 測量法 上流河川事務所から次のと (昭和二十四年法律第百八

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量 (二級基準点測量)

利艮川上

 \equiv

作業地域

利根川上流 河 Ш 事務所管内(加須市、 熊谷市、 行田市、 深谷市、 本庄市、 児玉郡)

四 作業期間

令和四年一月五日から令和四年三月三十一日まで

埼玉県告示第十五号

第三項の規定により公示する。 量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局から通知を受けたので、測 令和二年埼玉県告示第千百三号で公示した公共測量は、令和三年十一月三十日終

令和四年一月七日

埼玉県告示第十六号

年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、 ては、公述申出書の提出がなかったので、 市計画区域の整備、 令和三年十二月十日付け埼玉県告示第千三百四十三号で告示した朝霞都市計画都 開発及び保全の方針、 埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五区域区分及び道路に関する公聴会につい その開催を中止する。

令和四年一月七日

埼玉県告示第十七号

県規則第三号)第五条第一項の規定により、 公述申出書の提出がなかったので、 市計画区域の整備、 令和三年十二月十日付け埼玉県告示第千三百四十四号で告示した上尾都市計画都 開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、 埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉 その開催を中止する。

令和四年一月七日

埼玉県告示第十八号

第五条第一項の規定により、 提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号) 市計画区域の整備、 令和三年十二月十日付け埼玉県告示第千三百四十五号で告示した秩父都市計画都 開発及び保全の方針に関する公聴会については、 その開催を中止する。 公述申出書の

令和四年一月七日

埼玉県告示第十九号

書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出令和三年十二月十日付け埼玉県告示第千三百四十六号で告示したときがわ都市計 三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年一月七日

埼玉県告示第二十号

に関する公聴会を開催するので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一 次のとおり告示する。 項の規定により、 都市 計画

令和四年一月七日

埼玉県知 事 大 元 裕

都市計 画 \mathcal{O} 種 類及 び名称、 公聴会の期日、 時間及び場所、 公述申出書の提出期

間及び提出先並 びに都市計画 の構想 の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとお

り

公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

1 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八 八三〇—五三四三

口 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の 都市計画主管課

	看	长 自 1.7
越谷	区域名	都市計画
松吉越伏川谷町市市	計	方 丁 子
道路	種類及び名称	都市計画の
時十令 か四日 日四 午 名 二月	期日及び時間	公益
三階大会館 三階大会議室 三階大会議室	場所	公聴会
十五分 一日年一日 一日年一月 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日 一日	提出期間	公述也
市都務原開門市都務原門市都務原門市都務原門市都市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	提出先	公述申出書
一日年 一日まで 一日まで 一日まで 一日まで 一日まれ 一日 十 一日 十 一日 十 一日 十 日 十 日 日 日 日 日 日 日 日	閲覧期間	都市計画
市課部川市都務谷課備埼街 (新市計市所県、部川市都務所県、部川市都市所県、部県地村市市連州地村市市部、土埼市市連州地村市、土埼市市、土地、土地、土地、土地、土地、土地、土地、土地、土地、土地、土地、土地、土地、	閲覧場所	画の構想

公述申出書

令和4年1月7日付け埼玉県報に登載された越谷都市計画道路の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先 (電話番号)

年 齢

職業

意見の要旨及びその理由

別紙

- *「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
 - (1) 400 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
 - (2) 楷書で、横書きにしてください。

埼玉県告示第二十一号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一 項の規定により、 次のとお

り建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和四年一月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 免許の取消しをした年月日

令和三年十二月二十四日

一 免許の取消しを受けた建築士の氏名

須田 芳黄

 \equiv

前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の

別

二級建築士

第二号に掲げる者の登録番号

第一〇六一三号

兀

免許取消しの理由

五.

建築士法第九条第一項第二号による

埼玉県告示第二十二号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、 次のとお

り建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和四年一月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 免許の取消しをした年月日

令和三年十二月二十四日

一 免許の取消しを受けた建築士の氏名

同橋 まりの

 \equiv

前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の

別

四 第二号に掲げる者の登録番号

二級建築士

第三二九七七号

免許取消しの理由

五.

建築士法第九条第一項第一号による

埼玉県教委告示第二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年一月七日

埼玉県教育委員会教育長 髙 田 直 芳

日時

令和四年一月十三日 午前十時

 \equiv

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三

当面する教育関係諸問題について